

## 平成28年度 岸和田市上水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度岸和田市上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		87,321 戸(平成29年3月末見込)
(2) 年間総配水量		23,200,500 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量		63,563 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	① 新設改良事業	460,400 千円
	② 第2次施設更新事業	1,041,934 千円
	③ 丘陵地区整備事業	635,447 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		4,204,963 千円
第1項 営業収益		3,806,846 千円
第2項 営業外収益		397,987 千円
第3項 特別利益		130 千円
支 出		
第1款 事業費用		4,048,487 千円
第1項 営業費用		3,778,434 千円
第2項 営業外費用		261,853 千円
第3項 特別損失		5,200 千円
第4項 予備費		3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額792,773千円は、過年度分損益勘定留保資金370,034千円及び当年度分損益勘定留保資金271,233千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額151,506千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		1,908,520 千円
第1項 企業債		1,799,700 千円
第2項 固定資産売却代金		30 千円
第3項 他会計負担金		21,000 千円
第4項 他会計繰入金		87,790 千円
支 出		
第1款 資本的支出		2,701,293 千円
第1項 建設改良費		2,156,563 千円
第2項 企業債償還金		544,730 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
1 資本的支出	1 建設改良費	丘陵地区整備事業	1,276,000	平成28年度	604,000
				平成29年度	672,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
浄配水施設監視・点検	平成28年度から平成31年度まで	220,749千円
上水道事業中長期計画策定	平成28年度から平成30年度まで	40,000千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他
新設改良事業	千円 362,500	普通貸借又は証券発行ただし事業の進捗状況により起債額の全部又は一部を起債前借することができる。	%以内 10	政府	年以内 40	年以内 5	年賦、半年賦、元金均等若しくは元利均等償還又は満期一括償還	必要に応じて繰上償還又は借り換えることができる。
第2次施設更新事業	833,200		銀行					
丘陵地区整備事業	604,000		その他					

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 520,470 千円

(2) 交際費 50 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、49,327千円と定める。

平成28年2月25日提出

岸和田市長 信 貴 芳 則